

鹿島市カーボンニュートラルに向けた戦略策定支援業務委託 仕様書（案）

1 業務目的

鹿島市カーボンニュートラルに向けた戦略策定支援

2 目的

国は令和2年10月に「2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減、2050年までに脱炭素社会の実現」を宣言し、地方自治体の脱炭素の取組を定めた「地域脱炭素ロードマップ」を策定した。これをうけて、本市においても令和4年9月には、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、市民、事業者、NPO等と行政が協働で温暖化対策に取り組んでいる。

ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市の特性を踏まえた再生可能エネルギー導入目標を策定し、取り組んでいくことが重要である。また、脱炭素の実現に向けて、地域課題の解決にも貢献する取組を効果的に推進するためには、目標達成に向けた脱炭素戦略を策定し、施策間連携も効果的進めていくことが重要である。

以上より、本業務は、本市の再生可能エネルギー導入目標を検討するとともに、本市のカーボンニュートラル達成に向けた戦略の策定について検討するものである。

3 業務の実施期間

契約締結日から令和6年1月5日

4 業務内容

（1）計画・準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

（2）基礎情報の収集・分析

本市における自然的・社会的・経済的条件を整理し、温室効果ガス排出量の推計に資する情報の収集・分析を行う。必要に応じて、区域内の再エネの導入状況や省エネの取組に関して、事業者や市民の代表者等にヒアリング等を行い、取組や今後の方針について情報の収集と整理を行う。

（3）将来の温室効果ガス排出量に関する推計

現状の地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量について把握する。また、カーボンニュートラルに向けた施策を複数パターンの検討し、将来の温室効果ガス排出量について推計を行う。

（4）地域の将来像を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

2030年及び2050年の地域の将来像を検討するとともに、再エネ導入目標及びその他

の脱炭素に資する目標を作成する。検討にあたっては既存の計画等との整合性や、別途改定が検討されている地球温暖化対策実行計画との整合性に留意する。

(5) カーボンニュートラル実現に必要な政策及び重要な施策に関する戦略の作成

(2)～(4)の検討を踏まえ、カーボンニュートラル実現に必要な政策及び重要な施策及びこれらを実現するための戦略を検討する。

(6) 進捗管理のための指標及び体制構築の検討

(5)で検討した政策や施策の進捗管理のための指標を及び体制を検討する。進捗管理指標については、長期的な指標の設定の他に、個別の政策に関する KPI（主要業績評価指標）等の具体指標を検討する。

(7) カーボンニュートラル実現に向けた戦略（ロードマップ）の策定

脱炭素に向けた将来ビジョンや目標、重点施策等をまとめた戦略（ロードマップ）（案）を作成する。なお、作成にあたっては、庁内検討会議や鹿島市再生可能エネルギー導入目標策定委員会等での協議を踏まえて内容を精査し、反映させたものとする。また、市民向けにより分かりやすくまとめ概要版（案）を作成する。

(8) 会議資料作成支援

鹿島市再生可能エネルギー導入目標策定委員会等の開催に伴い、会議資料作成支援を行うとともに会議に出席し、会議記録の作成等の事務局支援を行う。

(9) 打合せ

打合せは業務着手時、中間時1回、及び成果物納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。

5 成果品及び支払について

本業務の成果品として、以下のものを作成し、納品すること。

(1) カーボンニュートラル実現に向けた戦略（ロードマップ）概要版5部

(2) カーボンニュートラル実現に向けた戦略（ロードマップ）5部（A4版・簡易製本）

(3) 上記(1)～(2)の電子データを記録したDVD-RまたはCD-R（ワード又はエクセル型式及びPDF型式での電子データ）

6 注意事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務で知り得た個人情報については、本業務でのみ活用するものとし、他の業務に利用してはならない。また、個人情報の管理の徹底を図るとともに、外部に流出しないよう適切な措置を講じなければならない。

(2) 再委託の禁止又は制限

受託者は本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等において第三者に再委託しなければならない場合は書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

(3) 調査内容等の第三者への提供の禁止

① 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

② 受託者は鹿島市長が認めた場合を除き、受託内容を他の用途に利用してはならない。

(4) 調査データの保護

① 受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはいけない。

② 再委託する場合は、個人情報や調査内容の保護については、受託者が責任をもって管理すること。

③ 受託者は、業務委託契約終了後もデータの保護を行うこと。

(5) 法令の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、各種法令の遵守に努めること。

7 その他

(1) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。

(2) 契約代金の支払いは、業務の完了検査終了後、受託者からの請求に基づき、一括して支払いを行う。

(3) 関係法令等を遵守すること。

(4) 本仕様書に記載のない事項等について、本市の指示のもと変更を加える場合については、受託者と鹿島市が協議の上で決定するものとする。